



地震防災対策用資産の取得に関する 特例措置（税制）について

平成21年2月27日

第7回 緊急地震速報の周知・広報及び利活用推進
関係省庁連絡会議 提出資料

内閣府
政策統括官（防災担当）

【拡充・延長】地震防災対策用資産の取得に関する特例措置（所得税・法人税・固定資産税）

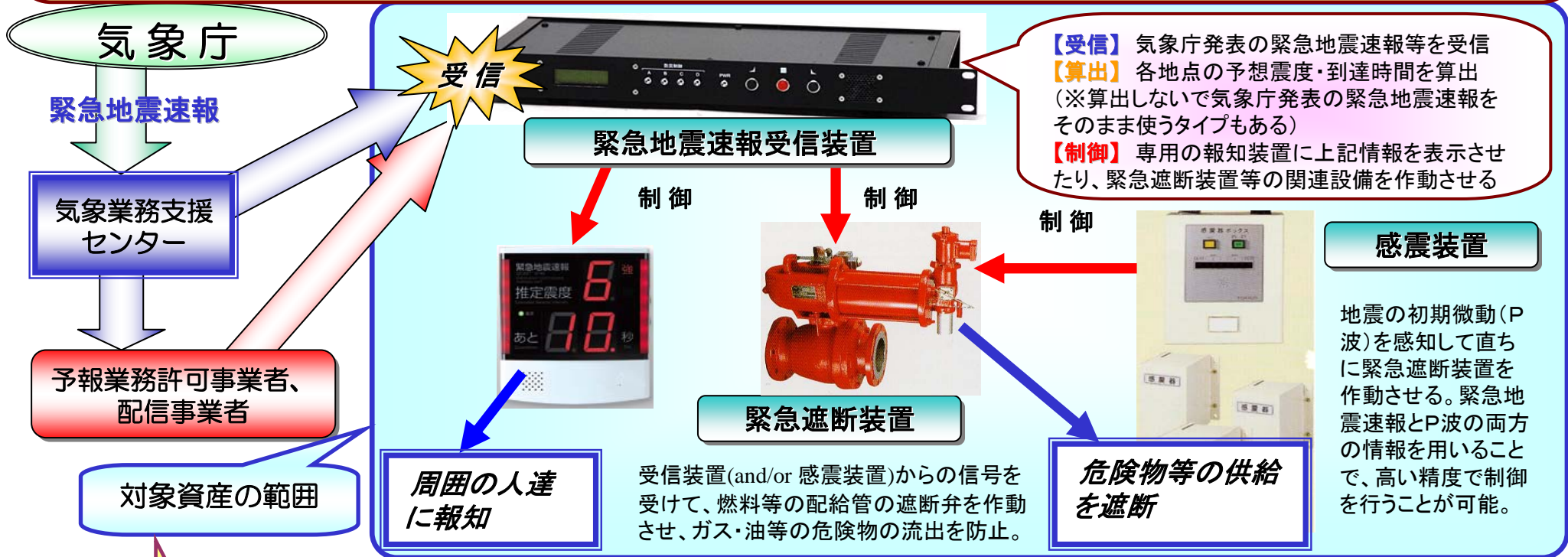


（注）下記の内容は、現在関係法案が国会審議中のため、未確定情報である。

大規模地震対策が必要な一定の地域で不特定多数の者が利用する施設・事業等の管理・運営を行う個人・法人が「地震防災対策用資産」を取得する場合に、所得税・法人税・固定資産税を軽減

前年度からの
主な変更点(拡充)

- ① 対象資産を**緊急地震速報受信装置及び関連設備(緊急遮断装置等)**に改組
- ② 特別償却(所得税・法人税)について、特別償却率を8%から**20%に引き上げ**
- ③ 固定資産税の課税標準の特例率について、価格の3/4から**2/3に拡充**



税制で普及促進

1年度分の所得税・法人税について、**特別償却 20%【拡充】**
(平成**22年度末**取得分まで)【延長】

3年度分の固定資産税について、**課税標準 2/3【拡充】**
(平成21年度末取得分まで)

地震防災対策用資産の取得に関する特例措置の概要



(注)下記の内容は、現在関係法案が国会審議中のため、未確定情報である。

1. 適用対象者

青色申告を行う法人又は個人事業者であって、以下の要件に該当する者

- ① 東海地震に係る地震防災対策強化地域、東南海・南海地震対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策推進地域のいずれかのエリア内(p3~4)において、
- ② 大規模地震対策特別措置法施行令第4条各号の施設又は事業を管理・運営する者

2. 対象資産

緊急地震速報受信装置及びその関連設備(同時に設置する緊急遮断装置・感震装置)

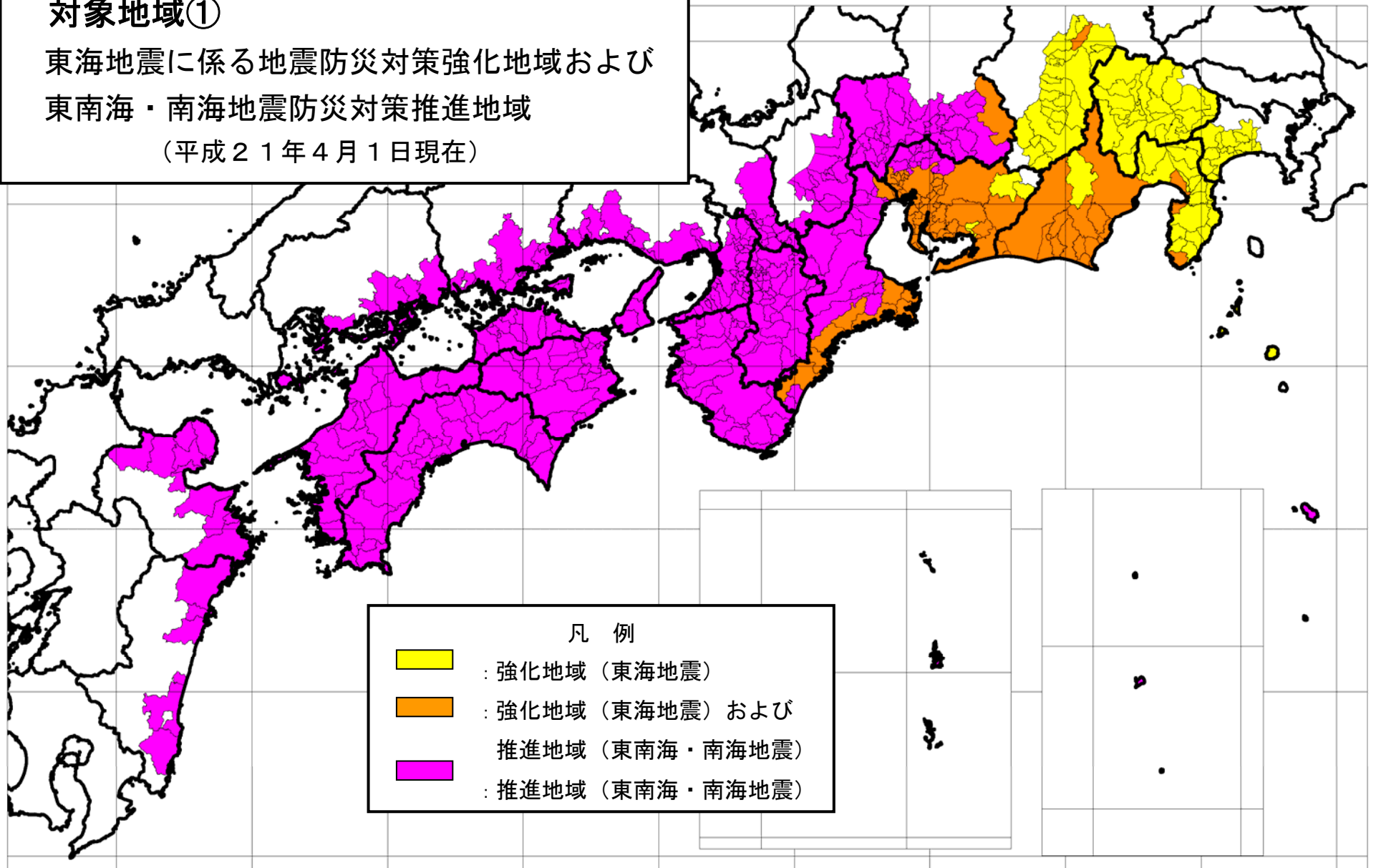
3. 特例の内容

- ① 所得税(個人)又は法人税(法人)の特別償却(対象資産を事業の用に供した最初の事業年度において、取得価額の20%相当額を普通償却限度額に加算して償却できる)
- ② 固定資産税(個人・法人)の課税標準を、最初の3年間価格の2/3に軽減



対象地域①

東海地震に係る地震防災対策強化地域および
東南海・南海地震防災対策推進地域
(平成21年4月1日現在)





対象地域②

日本海溝・千島海溝周辺海溝型
地震防災対策推進地域

(平成21年4月1日現在)

